特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル

内部通報(ヘルプライン)規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル(以下「法人」という。)における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度(「ヘルプライン」と称する。)を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、法人の役員及びすべての従業員(以下「役職員」という。) に対して適用する。

(通報等)

- 第3条 法人又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項(以下、「申告事項」という。)が生じ、 又は生じるおそれがある場合、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通 報等」という。)をすることができる。
- 2 通報等を行った者(以下「通報者」という。)、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づ く調査に積極的に関与した役職員(以下、「通報者等」という。)は、この規程による保護の対 象となる。
- 3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等 を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

- 第4条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口(以下「ヘルプライン窓口」という。)に対して、電子メールにより通報を行うことができる。また、必要に応じて、その後に電話又は直接面談することもできる。各ヘルプライン窓口の電子メールのアドレスは以下の通り。
 - (1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事(以下「コンプライアンス担当理事」という。)

asugawara@b4s.jp

- (2) 監事
 - kanji@b4s.jp
- (3) 一般財団法人 日本民間公益活動連携機構の設置するヘルプライン窓口 janpia-bzhl@integrex. jp
- 2 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(ヘルプライン窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項について受け付け、第6条第1項及び第7条第2項の規定に 従い、その対応を行うものとする。

(公正公平な調査)

- 第6条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口の担当者は、通報等の内容(通報者の個人情報を除く) を、直ちにコンプライアンス担当理事(ただし、当該通報等がコンプライアンス担当理事の不 正行為に係るものである場合には監事)に報告する。
- 2 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査(以下「通報等調査」という。)は、 コンプライアンス担当理事が実施する。ただし、コンプライアンス担当理事が関係する内容の 通報等が対象である場合には、監事の指示により、他の担当者に通報等調査をさせる。
- 3 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。また、法人は理事会の同意を得て、法律事 務所等、外部の調査機関に通報等調査を依頼することができる。
- 4 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対し積極的に協力する。

(調査結果の通知等)

- 第7条 通報等調査の結果は、速やかに、通報等を受け付けたヘルプライン窓口、コンプライアン ス担当理事及び理事長に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意する。
- 2 ヘルプライン窓口は、通報等調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただ し、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象とな った者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意する。

(調査結果に基づく対応)

- 第8条 コンプライアンス担当理事、通報等の対象となった業務の執行を担当する理事又は監事は、 通報等調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員会 に報告するとともに、事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じ て懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。
- 2 コンプライアンス担当理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要(ただし、通報者等の個人情報を除く。)を、速やかに理事会に報告する。

(情報の記録と管理)

- 第9条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当者又はコンプライアンス委員会に関与する者 その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならず、第6 条第3項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者 が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。
- 2 役職員は、各ヘルプライン窓口又は調査担当者に対し、通報者の情報開示を求めてはならない。

(不利益処分等の禁止)

第10条 法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づ く調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する報復行為、人事考課におけるマ イナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(懲戒等)

- 第11条 個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、第9条第1項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、若しくは漏洩した場合、役職員が通報者等の氏名等通報者等に関する情報の開示を求めた場合又は前条の規定に違反した場合には、懲戒処分を科すことができる。
- 2 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、就業規則の規定を踏まえ、執行部会での議論を経て理事長がこれを行う。

(内部通報制度に関する教育)

第12条 法人は、役職員に対して、内部通報制度の周知に努める。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2020年4月12日から施行する。

(別表)

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令又は定款に違反する行為
- 2 役職員又は支援対象者、支援者、施設その他の利害関係者の安全又は健康に危険を及ぼすお それのある行為
- 3 就業規則その他の法人の内部規程に違反する行為(人事上の処遇に関する不満を除く。)
- 4 法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
- 5 その他法人、役職員又は支援対象者、支援者、施設その他の利害関係者に重大な損害を生じる おそれのある行為

以上